平成２８年（フ）第１７０号
函館市若松町32番11号　若松シェアホーム
債務者　佐藤　尚生
1　決定年月日時　平成28年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１７５号
北海道北斗市七重浜２丁目36番７号　ノースマンション１－Ｂ
債務者　石川由美子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第９０５号
名古屋市名東区社が丘１丁目1703番地　三松ハイツ305、住民票上の住所大分市新栄町10番６号　ユナイテッド萩原201
債務者　後藤　慎一
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０６８号
名古屋市守山区松坂町81番地　コーポＵ103号
債務者　清水　修子
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９号
島根県出雲市荒茅町418番地２
債務者　藤岡　　勇
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第７１号
福岡県行橋市西泉７丁目25番２号　リバーサイド美夜古Ｃ－103
債務者　用松みどり
1　決定年月日時　平成28年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
福岡県行橋市東大橋５丁目１番１－102号
債務者　勝井　裕也
1　決定年月日時　平成28年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第７３号
福岡県行橋市東大橋５丁目１番１－102号
債務者　勝井みずき
1　決定年月日時　平成28年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第８４５号
さいたま市見沼区大和田町２丁目1063番地19　ベルピア大和田第２　202
債務者　田代　忠仁
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５７号
新潟県魚沼市上折立260番地22　大湯住宅206号
債務者　桜井　良裕
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第７０号
新潟県柏崎市幸町３番３－205号　アパートカティーミ
債務者　植木　　豊
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第２２０号
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢80番地７　レオパレスサクラザワ202
債務者　田中　芳雄
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第６７号
松江市浜乃木１丁目１番41号
債務者　相川　生子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６４７号
大阪市東成区中本４丁目12－８　レオパレスナカモト202号、住民票上の住所大阪府東大阪市吉田４丁目５番20－205号
債務者　坂口　　輝
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１５７号
大阪府守口市大久保町５丁目58番18－105号
債務者　岩城　梨乃
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２５８号
大阪市平野区平野東３丁目７番31号
債務者　藤井　　毅
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６４号
北海道旭川市末広東２条１丁目５番５号
債務者　小笠原早奈江
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部